

掲載年度2021年度 株式会社システムインテグレータ(情報通信業)

各種制度の導入と コミュニケーションの活性化で 仕事と育児の両立を支援

企業プロフィール

立: 1995年 本社所在地: 埼玉県

事業内容:情報通信業(パッケージソフト・クラ

ウドサービスの企画・開発・販売等)

従業員数: 219名(うち女性46名)

(2021年9月1日現在)

特徴的な制度・取組など

- ●多様な制度で、従業員のライフスタイルに 合った働き方をサポート。
- ●1on1ミーティングでコミュニケーションの 機会を確保。
- ●フォロー面談では、男女関係なく出産を控 えた従業員に各種の制度を説明。



取組のきっかけ・経緯

従業員のライフスタイルに合わせて 選択できる各種制度を導入

当社は、子育て世代の従業員が安心して育児と仕事を両立 できる企業を目指しています。従業員一人ひとりのライフスタイ ルにあわせ育児短時間勤務・在宅勤務など、選択的に制度を 活用できるよう、多様な制度を導入しており、多くの利用実績 があります。

また、これらの制度は、会社が一方的に用意するのではな く、育児世代の従業員の意見を参考にして導入しました。従業 員ファーストの理念で作られ、会社も心から応援しているから こそ、実際に使いやすい制度になっています。

具体的な取組の内容

仕事と育児・家庭の両立のために

当社では、以下のような制度を設けて、従業員の仕事と育 児・家庭の両立を支援しています。

フレックスタイム制度

本制度は働きやすい勤務環境作りの一環として導入してい るものですが、子育て世代の従業員も多く活用しています。従 来はコアタイム (10:00~15:00) を設定していましたが、現在新 型コロナ感染症対策の一環で、コアタイムをなくして運用中で す。業務を実施するチームメンバーと調整しながら、柔軟な働 き方が可能です。

•育児在宅勤務制度

未就学児がいる従業員は、子どもが小学校に入学するまで 何度でも利用できます。

また、育児在宅勤務制度とは別にリモートワーク制度があ り、月6回を上限として全従業員が利用可能としています。な お、現在は新型コロナ感染症対策として、全ての従業員が上限 なく在宅勤務できるようにしており、状況に応じて柔軟に対応 しています。

•所定労働日数短縮勤務制度(週休3日制度)

週または月の所定労働日数を短縮する制度で、未就学児の いる従業員が利用可能です。規定上、短縮日数には上限があ りますが、たとえば隔日勤務、特定の曜日のみの勤務など対象 者の希望に合わせて勤務日数を短縮することが可能です。

•時間短縮勤務制度

通常の就業時間(9:20~18:00)から勤務時間を短縮して勤 務する制度です。短縮できる時間は所定労働時間の3時間を 上限として、従業員の希望に応じて勤務時間を設定できます。 在宅勤務制度などと併用しての利用も可能となっています。

・子の看護休暇

子ども | 人につき年5日間まで | 時間単位で取得でき、ケガ や病気にかかった子の世話、予防接種、健康診断など子の健 康維持において利用可能な制度です。取得期間は通常の勤務 をしたもの(有給扱い)とみなされ、年次有給休暇とは別の有 給の休暇となるため子育て世代の社員は多く利用しています。

1on1ミーティング

当社では、直属の上司と部下が1対1の面談を行う、「1on1 ミーティング」を2か月に1回定期的に実施しています。このミー ティングは目標管理面談や業務のミーティングとは違い、普段 話せないことを気軽に話したり、自分が話したいなと思ったこ とを自由に話す面談です。お互いの理解を深めることが主旨で すので、評価とは一切関係ありません。また、10n1をきっかけに 自分をより知ってもらう機会にしたり、自分自身に目を向け自 らを客観的に考える時間になるよう行っています。

上記を実施するうえで管理職には1on1のための研修の機会 を設けています。うまく部下の話を引き出し、共感して、お互い の理解を深め、良い関係を構築するための方法を学び、1on1 ミーティングの目的を達成できるようにしています。

フォロー面談で育児休業等に関する 情報をしっかり伝達

当社では、従来、産前の女性従業員を対象に、従業員本人と 人事担当者とでフォロー面談を実施しています。面談では、産 前産後休業、育児休業制度に関する内容と、育児休業給付金 の支給、社会保険料の免除や税金関係などについて、人事が作

成したマニュアルに基づいて説明します。

最近は、育児休業をする男性従業員も増え、要望があれば、 育児休業給付金の支給額や賞与への影響等について、具体的 な金額を計算してお知らせするなど、安心して育休を取得でき るよう随時フォローしています。

取組の成果・取組を進めたことによる効果等

職場におけるコミュニケーションが活性化

現在の新型コロナウイルス感染症の拡大により、テレワーク も進んでおり、これまでできていた、上司の席に行って話しか けるというような「ちょっとした会話」がしづらくなっています。 上述の1on1ミーティングは、コミュニケーションの1つの手段と して取り入れ、実施していますが、このような状況下ではコミュ ニケーション不足を補完することにも役立っています。

こちらのミーティングの中ではプライベートの話も多く、配 偶者が妊娠した、育児休業取得の意向があるといった情報を 聞くこともあり、男性従業員の仕事と育児の両立のための取組 を進めるための一面もあると考えています。

取組を進めるにあたっての工夫・苦労

男性従業員も取得できる産前休業制度

通常、産前休業は出産予定日の6週間前から、妊娠した女性 のみが取得できる制度ですが、当社では独自の制度を設けて おり、女性従業員本人が妊娠した場合だけでなく、男性従業 員でも、その配偶者の"妊娠が判明したとき"から産前休業(無 給)を取得できるよう、2021年9月に制度改定(追加)しまし た。男女ともに、妊娠したこと(男性の場合には配偶者が妊娠 したこと)以外に取得のために特別な理由は必要ありません。

人によって出産の状況はさまざまですから、全ての従業員が それぞれに適した選択ができるよう、できるだけ多くの選択肢 を用意したいと考え、日々、制度の検討や取組の工夫を行って います。

今後の課題・展望

男性の育児休業取得を推進

当社では、一人ひとりが働きやすい勤務制度を導入すること で、それぞれがライフスタイルに合わせた多様な働き方を実現 できるようになっています。今後も社員ファーストの理念を持 ち続けながら、仕事と家庭の両立をサポートできる制度を整備 していきたいと考えています。

また、制度を充実させるだけでなく、男性の産休・育児休業 取得者を増やし、社内外に男性が育児休業を取得しやすい会 社であることを伝えていきたいと思います。



管理本部 管理部 人事グループ 遠藤 あゆ美さん

従業員 の声



情報システムグループ マネージャー 赤尾 真也さん

育児休業、子の看護休暇など、 使える制度で両立を実現

Ⅰ 同僚の話で育児休業取得を検討

私の妻が妊娠したことを同僚に話したところ、その同僚 は育児休業を取得しなかったため、パートナーがとても大 変だったようで、「育児休業を取れるなら取った方が良い」 と聞き、育児休業を意識するようになりました。

その後、妻と相談して育児休業の取得を決め、期間を1か 月半とし、育児休業取得に向けた業務の調整・引継ぎを行い ました。

育児休業取得の3か月以上前から、業務を引き継いでもら う担当者の育成を行いました。私が一人で実施していた業務 もあったため、マニュアルを作成し、社歴の長い人には全体 の管理を、若い人には個別の業務を引き継ぎました。

自分が育児休業を取得することで若いメンバーが私の業 務を実施する機会にもなり、力をつける良いきっかけにも なったのではと考えています。

▲ 使い勝手の良い「子の看護休暇制度」

年次有給休暇とは別に、子1人につき年間5日間付与され る「子の看護休暇」は、非常に使い勝手が良いと感じていま す。私は、子どもの定期健診などに参加したいと考えてお り、丸一日休むほどではないが、どれくらい時間がかかるか わからない場合に、時間単位で休暇を取得できるため、無 駄なく利用することができます。

また、リモートワーク制度に関しても、仕事と育児を両立 するにあたって、非常にありがたく思っています。

各種制度が整備されている会社は少なくないと思います が、当社は、従業員のために設けられた制度を取得しやすい 社風があり、取得する際もとても協力的なので従業員思い の温かい会社だと感じています。